

議案第54号

愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、立田社会福社会館について、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例
第87号）の一部を次のように改正する。

第3条の表立田社会福祉会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。